

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標を次のように定める。

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標

前文

大阪市立大学は、135年を超える長い歴史と伝統を持つ公立では数少ない総合大学である。高い水準の多様な学術研究を基盤とする研究大学として歩むとともに、理論と実際との有機的な連結を重視する学風や、市井の精神に根ざした自主独立・自由進取の気風を重んじて、社会に有為な人材を育成・輩出してきた。また、地方独立行政法人化以降、理事長兼学長のリーダーシップの強化を図りながら、一体的かつ戦略的な大学運営を目指して様々な改革を行い、大学のプレゼンス向上に取り組んできたところである。

グローバル化や少子化など大学を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化し、今後ますます大学間競争の激化が見込まれている。一方、我が国は急激な変化の中、持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければならない。そのため大学には、社会が直面する課題に応え、社会を変革するエンジンとして高度化・多様化する社会ニーズに応じた人材の育成や、地域の産業活性化、様々な研究を通じた諸問題の解決などの役割を担い、新たな知と価値を創造し、能動的に社会をリードしていくことに大きな期待が寄せられている。

こういった状況のもと、大阪市立大学においては、今後とも自由で創造的な教育の推進、国際的に卓越した研究力の強化を図るとともに、高度な専門性とグローバルで幅広い視野のもと、様々な分野において指導的役割を果たし、大阪ひいては日本・世界の未来を牽引していく人材を育成することが求められる。

また、優れた人材の育成と真理の探究という大学の普遍的な使命を果たしながら、あわせて都市型総合大学としての利点を最大限に活かすことが求められる。都市を学問創造の場と捉え、都市が抱える諸課題に対して積極的に取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に還元し、もって文化・経済・産業・医療などに関わる諸機能の向上を図り、真に豊かな社会の実現に貢献することが望まれる。特に、これまで、大阪府立大学が都市大阪とともに歩んできた歴史を改めて認識し、本市と大阪府立大学の強力なパートナーシップのもと諸課題の解決に向けて取り組むことにより、都市大阪の成長と発展を図るといった関係を構築し、大阪における「知の拠点」としてその存在意義を一層高められたい。

平成27年2月に大阪府立大学とともに取りまとめた「新・公立大学 大阪モデル（基本構想）」を踏まえ、大阪から世界を展望する高度研究型の新しい公立大学を実現されることを期待する。

以上、この中期目標のもと、これまでの取組を継承・発展させ、組織ガバナンスの維持・向上を図りながら、新たな大阪の公立大学の在り方を探究し、大阪の成長はもとより、広く社会の発展に寄与し、大阪が誇る大学となることを望む。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材育成方針

さまざまな分野において指導的役割を果たせる、広い視野と高い専門性を兼ね備えた、地域社会から国際社会まで幅広く活躍できる人材を育成する。

(2) 教育の内容

ア 学士課程における教育の充実

総合大学の強みを活かした幅広い学習を推進し、教養教育から専門教育に至るまでの効果的な学修を促進する。

イ 大学院課程における教育の充実

大学院教育の充実を図り、幅広い知識と高度な専門性を兼ね備えた研究者や職業人を養成する。

ウ 社会人教育の強化

社会ニーズに対応した高度な専門性を有する社会人を育成する。

エ 中等教育との連携

中等教育機関と連携し、学修の動機づけや能動的学修等に協力することにより、大学教育につながる一貫した人材育成を支援する。

(3) グローバル人材の育成

基礎的な思考力や主体的な行動力等、社会で活躍するために必要な基礎的能力に加え、外国語でのコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を備えた国際社会で活躍できる人材を育成する。

(4) 教育の質保証

教育の質の改善・向上を図るための体制を強化するとともに、学習成果の多面的な評価に基づいた教育の自己点検評価を継続的に実施し、教育の充実に取り組む。

(5) 教育の推進体制

分野横断型の教育に対応しうる柔軟な教育体制を構築するとともに、各組織の機能充実を図る。

(6) 学生受入方針

高大接続や入試に関する国の改革の動向も見据えながら、優秀な学生を受け入れるための入学者選抜を実施する。

(7) 学生支援の充実

学生のニーズを把握し、学習環境、キャンパスライフ、地域貢献活動、就職活動、メンタルヘルス等に関する取組を更に充実させる。また障がいのある学生への支援をさらに進める取組を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準の向上

高度研究型の総合大学として国際的に卓越した研究力の強化を目指し、先端的研究・異分野融合研究を推進するとともに、都市にある総合大学としての強みを活かし、これまで取り組んできた都市科学分野の研究をより一層推進する。

(2) 研究体制等の整備

研究力の分析・評価により、戦略的・効果的に研究活動を支援するとともに、研究活動に関する公表の促進、他の大学や研究機関等との連携、分野横断的な研究体制の構築等により研究力の向上を図る。また若手研究者、女性研究者への支援を充実させる。

3 社会連携に関する目標

(1) 地域貢献

ア シンクタンク機能の充実

都市の成長と地域の発展に資するため、大学の知的資源を活用するとともに、他の大学や研究機関等との連携を強化し、その研究成果を社会に還元する。

イ 大阪市との基本協定に基づく取組

大阪のシンクタンク機能を果たすため、大阪市との連携をより一層促進して、複雑化・高度化する大阪の都市課題を的確に捉え、その解決に取り組む。

ウ 地域における人材の育成

地域に開かれた大学として、生涯にわたる多様な学びを提供することによ

り、市民に対し広く大学の知に触れる機会を提供し、地域における人材育成を支援する。

(2) 産学官連携

ア 先端的研究分野での連携

先端的研究をはじめとする様々な分野で、関連産業との共同研究等を促進し、大学の研究力の向上を図るとともにイノベーションを創出し、産業の発展に寄与する。

イ 地域産業との連携

地域経済の成長のため、研究開発や人材育成等において、中小企業をはじめとする地域産業との連携を強化する。

(3) 社会連携態勢の整備

大学に求められる社会ニーズの把握に努めるとともに、大学の知的資源に関する情報の集積・発信を行い、社会ニーズに積極的に対応する態勢を強化する。

4 グローバル化に関する目標

(1) 国際力の強化

国際力の強化のため、海外の教育・研究機関等との教育・研究における交流を促進する。また留学生の受入を拡大させるなど学内のグローバル化を推進する。

5 附属病院に関する目標

(1) 高度・先進医療の提供

地域の拠点病院として、患者本位の安全で質の高い医療と先進医療を提供し、市民の健康増進と地域医療の向上に寄与する。

(2) 高度専門医療人の育成

医学部附属病院として、人間性豊かで時代の要請に応える高度専門的な医療人材を育成する。

(3) 地域医療及び市民への貢献

地域医療機関（病院、診療所等）との連携及び協力をさらに推進するとともに、市民の健康づくり活動に寄与する等、医療を通じた地域貢献に積極的に取り組む。

(4) 安定的な病院の運営

経営の効率化をさらに推進するとともに、経営基盤を強化し、安定的な病院運営を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制

戦略的・一体的な大学運営を引き続き推進するため、理事長兼学長がリーダーシップを発揮できる運営体制の一層の充実を図る。

2 組織力の向上

多様な人材を確保するための制度を構築するとともに、教職員の能力とモチベーションを向上させる取組を行う。また、教職員が共に経営参画する意識を醸成するための取組を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部資金の確保

授業料等の自己収入を安定的に確保するとともに、寄附金の獲得、産学官連携活動等の充実等、外部資金の一層の確保に努める。

2 効率的な大学運営の推進

常に業務内容の点検を行い、業務コストの適正化を図るとともに、資産を効果的に活用し、効率的な大学運営を推進する。

第5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標

1 自己点検及び評価の実施

教育研究活動や業務運営全般について、自己点検及び評価を継続して実施し、その結果を改善に活かす。

2 情報の提供と戦略的広報の展開

大学の各種情報を適切に公表し、社会への説明責任を果たすとともに、大学のプレゼンスを高めるため戦略的な広報を展開する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 コンプライアンス等の徹底

すべての大学活動において、人権尊重の視点に立った業務遂行の徹底を図るとともに、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的責任を果たす。

2 施設設備の整備等に関する目標

耐震化や老朽化対策など安全快適な教育研究環境の整備のため、施設整備プラン等に基づき、改修及び維持保全・更新等を計画的に行う。

3 リスクマネジメントの徹底

情報セキュリティ対策や国際交流における安全対策をはじめ大学の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行う。

4 支援組織の構築

卒業生組織や保護者等関係者とのさらなる連携を強め、大学支援のネットワークを構築する。

第7 大阪府立大学との統合等に関する目標

1 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ

拠点として存在感を高めるため、「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と緊密に連携を図りながら、法人統合から大学統合に至る準備が円滑に進むよう取り組み、今中期目標期間中を目途に新大学の実現を図る。

2 大阪府立大学との連携の推進

大阪府立大学との連携を強化し、法人・大学業務や教育研究の共同実施など、連携・共同化が可能なものについて、先行して実施する。

平成29年 9 月13日 提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。